



令和6年7月29日

中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）

〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052



【記事】

- 1 家畜防疫対策の徹底を継続してください
- 2 ランピースキン病の侵入リスクが高まっています
- 3 7月実施の集乳車による牛ウイルス性下痢検査は陰性でした
- 4 「ぐんまエコファーマー」になりませんか？
- 5 輸入乾燥牧草に飼料利用に係る注意
- 6 令和6年度浅間家畜育成牧場入牧牛の受託について
- 7 定期報告等の手続きが電子化されます

【添付資料】

- ・「ぐんまエコファーマー」になりませんか？
- ・定期報告等（※）の手続きが電子化されます
- ・飼養衛生管理等の電子申請の開始にかかる意向確認について

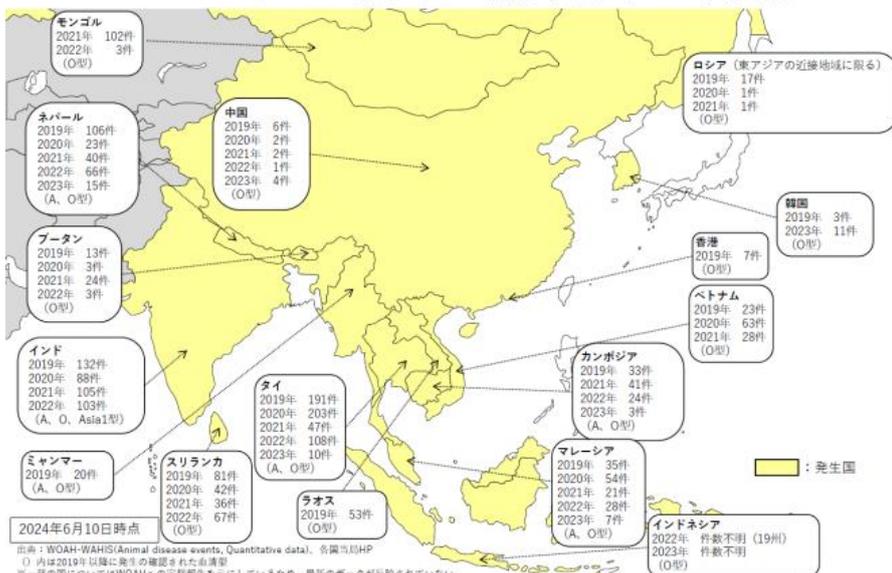


◆◆家畜防疫対策の徹底を継続してください◆◆

口蹄疫は依然としてアジアにおける多くの国で断続的に発生しており、昨年（2023年）以降に中国、韓国、ネパール、カンボジア、マレーシア、インドネシアにおいて口蹄疫の発生が複数件報告されています。新型コロナウイルスの影響が落ち着いたことで、口蹄疫等の発生地域からの人・モノの移動が増加することが予想されています。

このようなことから、我が国への家畜伝染病の病原体の侵入防止のため、空港・海港において動物検疫所が畜産物の日本への違法な持込みの防止等の水際対策を行っています。農場においても引き続き防疫対策を徹底し、家畜伝染病の病原体侵入を防ぎましょう。

アジアにおける口蹄疫の発生報告状況（2019年以降）



口蹄疫発生国・地域		発生年
中国(2)、ロシア(1)、ベトナム(28)	カンボジア(41)、マレーシア(21)、タイ(47)	2021年
インド(103)、ブータン(24)、ネパール(40)	モンゴル(102)、スリランカ(36)	
中国(1)、カンボジア(24)、タイ(108)	マレーシア(28)、インドネシア(不明)	
インド(103)、ブータン(3)、ネパール(66)	モンゴル(3)、スリランカ(57)	
中国(4)、韓国(11)、ネパール(15)	カンボジア(3)、マレーシア(7)	2023年
インドネシア(不明)		

注：横書き表示は、まん延により報告が十分でない場合やアジア内より発生が見えにくく汚染状況と発生数が一貫していない場合がある。

1 海外渡航の自粛をお願いします。

(1) 鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域や非清浄地域への不要不急の渡航は自粛してください。

(2) 外国人の従業員を受け入れている方は、日本への持込みが禁止されている肉製品等が海外から持ち込まれることのないよう、従業員への教育をお願いします。

2 衛生管理区域及び畜舎内への病原体の持込みを防止しましょう。

- ✓ 農場の出入口に看板を設置し、関係者以外の立入を制限する!
- ✓ 農場の出入り時は、専用の靴・衣服を着用し手指消毒をする!
- ✓ 農場に持ち込む物品や出入りする車両の消毒を徹底する!
- ✓ 畜舎出入口に踏込消毒槽等を設置し、出入りする人の靴底の消毒を徹底する!
- ✓ 疑わしい症状（泡状のよだれや水疱が発生している個体）があれば通報する!
牛では、1頭のみに着目するのではなく、流涎する個体が多い、症状が急速に広がるなど、群としての異状の有無を確認することが重要です。



3 毎日の健康観察を実施し、異常がありましたら家保まで通報をお願いします。

4 埋却地の確保をお願いします。

◆◆ランピースキン病の侵入リスクが高まっています◆◆

ランピースキン病は、ランピースキン病ウイルスによる牛の伝染病です。主に、蚊、ハエ、ダニの媒介による伝播や、感染した牛の移動により感染が拡大します。感染した牛は、全身の皮膚の結節や水腫、発熱、泌乳量の減少などの症状を呈し、生産性に影響を及ぼします。

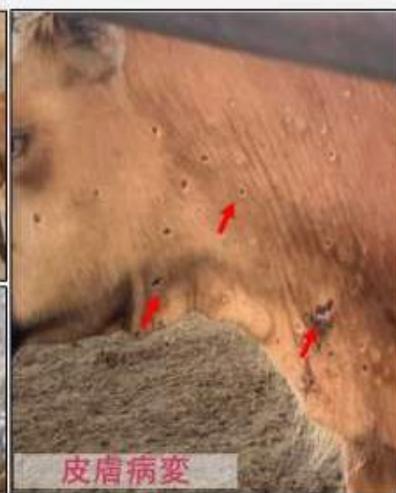
これまで我が国での発生は確認されておりませんが、令和元年の中国での発生以降、アジア各国で発生が続いており、昨年10月には、韓国において初めて本病の発生が確認され、我が国における侵入リスクが高まっている状況にあります。ランピースキン病を疑う症状を見かけましたら家畜保健衛生所までご連絡ください。

ランピースキン病を疑う症状

発熱、鼻汁
皮膚の結節
泌乳量の低下
リンパ節の腫大



疑わしい場合は
直ちに連絡!



写真提供: モンゴル国中央獣医学研究所
(State Central Veterinary Laboratory in Mongolia)

◆◆7月実施の集乳車による牛ウイルス性下痢検査は陰性でした◆◆

牛ウイルス性下痢（BVD）は慢性の下痢や流産を引き起こす届出伝染病で、継続的にウイルスを排出する持続感染（PI）牛の摘発が農場の汚染を防ぐために重要となっています。



令和6年7月8日に県央CSで集乳車による検査を実施しましたが、BVDウイルスは検出されませんでした。

集乳車の検査のほか、導入牛、導入牛や預託牛の産子のBVD検査でPI牛を摘発した事例がありますので、導入や預託の多い農場は導入牛とその産子の検査を実施するとともに、預託前のワクチン接種を検討してください。BVDはワクチン接種によりほぼPI牛の産出を防ぐことができます。ただし、生ワクチンを妊娠牛に接種するとPI牛が産出される場合がありますので、ワクチン接種を検討される方は、獣医師等に相談をお願いします。

対象牛	検査時期	検査料
導入牛	導入時 (県外導入牛はヨーネ病検査と同時)	1頭あたり
導入または 預託牛の産子	生まれてすぐ	1,290円

◆◆「ぐんまエコファーマー」になりませんか？◆◆

環境にやさしい農業の取り組みを進めるため、「みどりの食料システム法」に基づく新しい認定制度が始まりました。畜産（肉用牛、乳用牛、豚、肉用鶏、採卵鶏）も、該当する活動を行う計画を作成して取り組みを実施することで、ぐんまエコファーマーになれます。認定された農業者が、農業の環境負荷低減のために設備投資を行う場合、以下の優遇措置が受けられます。



詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。か、中部農業事務所農畜産課までお問い合わせください。

◆◆ 輸入乾燥牧草の飼料利用に係る注意 ◆◆

県内の畜産農家において輸入乾燥牧草を単独給与したことで、飼養牛が**エンドファイト中毒**とみられる症状（起立不能・筋肉のけいれん等）を呈す事案が発生しました。

- 輸入乾燥牧草を給与する場合は、**複数の粗飼料を併せて給与する**ようにしましょう。
- **異常があれば輸入乾燥牧草の給与を中止**し、診療獣医師に相談するか家畜保健衛生所まで連絡をお願いします。

◆◆ 令和6年度浅间家畜育成牧場入牧牛の受託について ◆◆

今年度は、4月62頭、5月26頭、6月16頭、7月13頭が管内から浅间家畜育成牧場に
入牧しています。今後は、冬季を含め毎月入牧を予定し、8月、9月入牧牛は受付済みですが、
10月以降の入牧牛は引き続き、入牧日の2カ月前までに連絡をいただければ調整します。



入牧月と生年月日（目安）

入牧月	生年月日	入牧日
10月	令和6年2月19日 ~ 3月16日	10月16日
11月	3月17日 ~ 4月20日	11月20日
12月	4月21日 ~ 5月18日	12月18日
1月	5月19日 ~ 6月15日	1月15日
2月	6月16日 ~ 7月19日	2月19日
3月	7月20日 ~ 8月12日	3月12日

◆◆ 定期報告等の手続きが電子化されます ◆◆

定期報告等が電子化されるに伴い、gBiz ID（ジービズアイディー）を取得し、eMAFF（イー
マフ）に接続して農場登録をお願いします。

令和7年2月1日時点の報告から電子申請が始まります。

詳細については添付の資料を参考にし、家畜保健衛生課に回答をお願いします。

家畜保健衛生所は**365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ **027-288-0371**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くだ
さいますようお願い申し上げます。